

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 経営健全化計画の完了報告（県内市町村等分）の公表

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という。）が平成 21 年 4 月 1 日に全面施行され、資金不足比率（※1）が経営健全化基準（20%）以上である公営企業については、経営健全化計画を定めることが義務付けられました。
- 本県では、平成 20 年度決算において白浜町下水道事業特別会計及び串本町国民宿舎事業会計の 2 会計が経営健全化基準以上となったことから、平成 21 年度にそれぞれ経営健全化計画を定め、健全化に向けた取組を行ってきたところです。
- 平成 23 年度決算において、串本町国民宿舎事業会計の資金不足比率が経営健全化基準（20%）を下回り、経営健全化計画の完了報告がなされたので、その概要を公表します（健全化法第 27 条第 6 項において準用する同条第 2 項（※2））。
なお、白浜町下水道事業特別会計の資金不足については、平成 22 年度決算において解消したため、平成 23 年 12 月 28 日付けで完了報告を公表しております。

《串本町(国民宿舎事業会計)経営健全化計画完了報告の概要》

串本町 国民宿舎事業会計（計画期間：平成 21～28 年度）

	20 年度		21 年度		22 年度		23 年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
資金不足比率	194.1%	175.1%	212.7%	153.1%	124.9%	131.0%	10.3%	

資金不足を早期に解消するため、一般会計からの繰入を当初計画より増額した結果、資金不足額が減少（22 年度末 122,999 千円 → 23 年度末 10,612 千円）。また、資金不足比率の算出式の分母にあたる営業収益が増加（22 年度 98,412 千円 → 23 年度 102,252 千円）したため、資金不足比率は経営健全化基準（20%）を下回り、健全化計画を完了しました。

なお、一般会計からの繰入の継続により、24 年度決算において、資金不足は解消する予定です。

- ・ 完了報告の詳細については、別添の「和歌山県串本町 国民宿舎事業会計 経営健全化計画完了報告（要旨）」をご参照ください。
- ・ 串本町ホームページにおいても、完了報告が公表されております。
→ <http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/contents-data/sosiki/keieikenzenkakeikaku.htm>
- ・ 他の都道府県の市町村等における経営健全化計画の実施状況・完了報告については、総務省ホームページで確認いただけます。
→ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/O1zaisei07_02000048.html

(※1) 資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化するものであり、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(※2) 健全化法（抄）

第27条 財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した地方公共団体の長は、財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した年度の翌年度の9月30日までに、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況及び財政の早期健全化が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類（以下この項において「財政健全化計画完了報告書」という。）を添えて、財政の早期健全化が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政健全化計画完了報告書を公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に、当該財政健全化計画完了報告書を添えて財政の早期健全化が完了した旨を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 総務大臣は、毎年度、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

4、5 （略）

6 第1項から第3項までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第1項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と、「地方公共団体の財政の運営」とあるのは「公営企業の経営」と、「財政健全化計画完了報告書」とあるのは「経営健全化計画完了報告書」と読み替えるものとする。